

○所得税法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・所得税法等の一部を改正する法律（平成二六・三・三 法一〇）
本則一条、二条（平成二九・一・一 施行）

（給与所得）

第二八条①② 略

③（柱書略）

五 前項に規定する収入金額が千万円を超え千二百万円以下である場合、二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額（改正により簡

六 前項に規定する収入金額が千二百万円を超える場合、二百三十万円（改正後の五）

（申告、納付及び還付）

第六六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について適用する。この場合において、第二百二十条第三項第四号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、源泉徴収票とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第四百三十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第四百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第四百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第三二条① その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿、その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳

簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

②（略）